



財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.30 2009年5月

アレルギーの既往が わかっている薬剤の投与

アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例が12件報告されています。そのうち、診療録の決められた場所に薬物アレルギー情報の記載がなく、診療録などの他の場所に記載されていたため、投与禁忌である薬剤を患者に投与した事例が8件報告されています。(集計期間:2006年1月1日~2009年1月31日、第12回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)。

**診療録の決められた場所に
薬物アレルギー情報の記載がなかったため、
禁忌薬剤を投与した事例が報告されています。**

薬物アレルギー情報が記載してあった場所

- ・カルテの経過記録
- ・外来予診カード
- ・アナムネ用紙
- ・外来カルテに貼付された紹介状

◆アレルギーがわかっている薬剤の投与に関連した事例には、この他、薬物アレルギー情報を確認しなかった事例や、薬物アレルギー情報の記載が不十分であった事例が報告されています。

アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与

事例

前回入院時、医師Aは、患者にクラビット内服によるアレルギー反応が認められたことを電子カルテの経過記録に記載したが、電子カルテ内の決められた場所にアレルギーに関する記載をしなかった。そのため、今回担当した医師Bは、患者にクラビットを処方した。

事例が発生した医療機関の取り組み

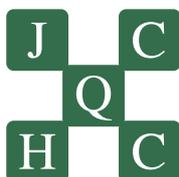
**薬物アレルギー情報を、
アレルギーの有無を含めて、いつ、誰が、
カルテのどこに記載するかを明確にする。**

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.jcqh.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル10階

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.jcqh.or.jp/html/index.htm>